

令和 4 年度

令和 4 年 6 月 日提出

工 期

令和 5 年 3 月 20 日

## 設 計 書

委 託 名 令和 4 年度市街地開発事業完了地区における事後評価業務委託

委 託 場 所 横浜市内

委 託 概 要

### 項 目

(1) 調査の準備	1 式
(2) 調査の実施	1 式
(3) 集計・分析	1 式
(4) 報告書の作成	1 式
(5) 打合せ	1 式

### 委 託 理 由

本委託は、市内の市街地開発事業が完了した地区（瀬谷駅南口第 1 地区及び大船駅北第二地区）について、当該地区の周辺地域の居住者等に対してアンケートを行い、事業を実施したことに対する市民からの評価や満足度を客観的に把握・分析するために行う業務です。

前 払 金 ( する  しない )

※ 前払い金額は、契約代金の30/100以内となります。

業 務 委 託 料

---

内訳

業 務 価 格

---

消 費 税 相 当 額

---

工 種	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用
(1) 調査の準備	式	1.0			第1号内訳書
(2) 調査の実施	式	1.0			
(3) 集計・分析	式	1.0			
(4) 報告書の作成	式	1.0			
(5) 打合せ	式	1.0			
直接人件費計					
直接経費	式	1.0			第2号内訳書
直接経費計					
諸経費	式	1.0			
諸経費計					
業務価格計					
消費税相当額					
業務委託料					





## 委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。  
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書は、原則として最新版を適用するものとする。

### ・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

### ・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

#### ☑ 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

#### ☑ 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

##### 電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD 等）で正副各 1 部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

### ・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>
- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>
- (3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutu-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

[https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals\\_ec/yokohamadensi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html)

## 仕様書

### 総 則

- 1 本業務は、横浜市契約規則、委託業務仕様書（横浜市都市整備局）によるほか、委託契約書および本仕様書に基づき実施すること。
- 2 受託者は、業務の遂行にあたって作業方法、作業時期等について委託者と十分に協議し、作業の進捗状況について委託者に適宜連絡すること。
- 3 受託者は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合又は業務において疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえで、委託者の指示に従うこと。
- 4 本業務に伴う検討資料及び報告書等の著作権は、全て本市に帰属する。
- 5 受託者は、本業務により知り得た事項については、これを他に公表、譲渡、貸与または使用してはならない。

### 細 則

#### 1 委託名

令和4年度市街地開発事業完了地区における事後評価業務委託

#### 2 業務の目的

横浜市内の市街地開発事業（以下、事業とする）が完了した地区（瀬谷駅南口第1地区及び大船駅北第二地区）について、当該地区の周辺地域の居住者等に対してアンケートを行い、事業を実施したことに対する市民からの評価や満足度を客観的に把握・分析するため、本業務を実施する。

#### 3 調査の概要

##### (1) 対象地区

ア 瀬谷駅南口第1地区（最寄駅：相鉄線 瀬谷駅）

イ 大船駅北第二地区（最寄駅：JR線 大船駅）

##### (2) 対象者のパターン

調査対象	調査方法	想定配布数
① 駅周辺（駅勢圏） 居住者	駅周辺に居住する満18歳以上の男女個人を無作為抽出 大船：1,500通程度郵送、1,500通程度ポスティング 瀬谷：3,000通程度郵送 郵送・web回答	6,000通程度 （各地区3,000通程度）
② 来街者	駅周辺で街頭配布、郵送・web回答 1,000通配布×2日（平日・休日）	4,000通程度 （各地区平日1日1,000通程度、休日1日1,000通程度）
③ 再開発ビル居住者	ポスティング配布、郵送・web回答	400通程度 （大船250通程度、瀬谷150通程度）
④ 再開発ビル営業者	営業者へ配布、郵送・web回答	50通程度（大船のみ）
⑤ 再開発ビル施設利用者	施設で配布、郵送・web回答	約100通程度（瀬谷のみ）

(3) 想定質問数（1 調査対象ごと）

10～15 問程度（枝問・個人属性質問を含む）

(4) 調査期間

令和 4 年 9～10 月（調査票等の発送は 9 月末日を予定）

3 契約期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 20 日まで

4 業務内容

(1) 調査の準備

ア 調査票等の印刷

次表の書類等について、必要部数を印刷する。各書類等の文面は委託者から提供するものとする。

書類等の種類		仕様	数量	備考
事業概要		A 3 判 1 枚 両面 カラー	10,650 枚程度	共通
調査票	①-1 駅勢圏居住者用（瀬谷）	A 3 判 1 枚 両面 モノクロ	3,000 枚程度	個別
	②-1 来街者用（瀬谷）		2,000 枚程度	個別
	③-1 再開発ビル居住者用（瀬谷）		150 枚程度	個別
	⑤ 再開発ビル施設利用者（瀬谷）		100 枚程度	個別
	① -2 駅勢圏居住者用（大船）		3,000 枚程度	個別
	② -2 来街者用（大船）		2,000 枚程度	個別
	③ -2 再開発ビル居住者用（大船）		250 枚程度	個別
	④ 再開発ビル営業者（大船）		50 枚程度	個別
調査票送付 用封筒	①-1 駅勢圏居住者用（瀬谷）	長 3 封筒	3,000 枚程度	個別
	②-1 来街者用（瀬谷）		2,000 枚程度	個別
	③-1 再開発ビル居住者用（瀬谷）		150 枚程度	個別
	⑤ 再開発ビル施設利用者（瀬谷）		100 枚程度	個別
	①-2 駅勢圏居住者用（大船）		3,000 枚程度	個別
	②-2 来街者用（大船）		2,000 枚程度	個別
	③-2 再開発ビル居住者用（大船）		250 枚程度	個別
	④ 再開発ビル営業者（大船）		50 枚程度	個別
郵送回答用封筒		長 3 封筒 料金受取人払に 必要な事項を印刷	10,650 枚程度	共通

## イ 従事者への研修

次の事項を含む研修を本委託業務の従事者に対して実施する。

- (ア) 本委託の意義・重要性
- (イ) 守秘義務、調査書類の厳重管理
- (ウ) 個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容、及び民事上の責任
- (エ) 調査対象者への対応上の注意（丁寧な対応など）
- (オ) その他調査に関する委託者からの連絡事項

## ウ インターネット回答用 WEB ページの作成

調査対象者がインターネット回答を行うための Web ページを作成する。作成する WEB ページは次の要件を満たし、調査開始前に委託者によるテスト回答を行うこととする。

- (ア) パソコンのほかにスマートフォン・タブレットからも回答することができること。
- (イ) 回答を一時保存することができること。
- (ウ) 障害者対応とすること。具体的には、横浜市ウェブサイト及びその他横浜市が運営するウェブサイトのウェブアクセシビリティ対応方針を参照し、可能な限りウェブアクセシビリティを確保した WEB ページとすること。
- (エ) 可能な限り横浜市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」のサブドメイン名を利用すること。横浜市のドメインを利用できない場合には、本市担当者と協議の上、印刷物に外部ドメインである旨が分かるように記載するような代替策を講ずること。
- (オ) セキュリティに関し、以下の要件について委託者と協議し、可能な範囲で満たすこと。
  - ・通信経路の暗号化、通信回線の監視等の安全管理のために必要な対策を行っていること。
  - ・運用・管理を行う者が、個人ごとに ID・パスワードを設定できるものであること。また、ID・パスワードが漏洩したとしても、インターネット経由の不特定多数による不正アクセスが生じえない対策を行っていること。
  - ・必要に応じて、操作記録の採取を行えるものであること。
  - ・常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応できるものであること。

## (2) 調査の実施

### ア 調査票等の封入および送付・配布

#### (ア) 駅周辺（駅勢圏）居住者への送付・配布

調査票送付用封筒に委託者より支給する宛名ラベルを貼付し、事業概要、調査票、郵送回答用封筒の3点を三つ折りにして同封して、調査対象者へ送付する。

大船駅については、上記と合わせて鎌倉市内の駅勢圏居住者に対して、ランダムにポスティング（1,500通程度）を行う。

#### (イ) 来街者への配布

調査票送付用封筒に、事業概要、調査票、郵送回答用封筒の3点を三つ折りにして同封して、各地区駅周辺で来街者へ配布する。街頭調査実施にあたり必要となる手続きも行うこと。

#### (ウ) 再開発ビル居住者への配布

調査票送付用封筒に、事業概要、調査票、郵送回答用封筒の3点を三つ折りにして同封して、各再開発ビル居住者へポスティングにより配布する。

#### (エ) 再開発ビル営業者への配布（大船駅北第二地区のみ）

調査票送付用封筒に、事業概要、調査票、郵送回答用封筒の3点を三つ折りにして同封して、各再開発ビル営業者へ配布する。

#### (オ) 再開発ビル施設利用者への配布（瀬谷駅南口第1地区のみ）

調査票送付用封筒に、事業概要、調査票、郵送回答用封筒の3点を三つ折りにして同封して、再開発ビル施設利用者へ配布する。

### イ 調査票等（回答）の回収

次の方法の併用により、調査票（回答）の回収を行う。

なお、複数の回収方法を用いることにより、同一人からの重複回答の可能性があるため、調査票にナンバリングするなど、重複回答を識別できる措置を講じることとする。

#### (ア) 郵送回答による回収

郵送回答用封筒（4(1)ア参照）を用いて調査票を回収する。

#### (イ) インターネット回答による回収

受託者が用意するWEBページ（4(1)ウ参照）を用いて回答を回収する。

### ウ 問合せへの対応

電話、ファックス、電子メールによる質問等の受付窓口を設置し、調査票送付日以降、調査対象者等からの問合せ等に対応する。なお、基本的な質問等の対応は、受託者と委託者で協議し、対応例集を作成するなどの方法により、統一的に行うこととする。例外的な質問や要望、苦情の対応は、必要に応じて受託者から委託者に連絡し、委託者の指示を受けることとする。また、電話については、着信課金の電話番号を設定し、少なくとも平日午前10時から午後5時30分までは直接対応することとする。夜間などの、直接対応できない時間においては、留守番電話又は案内テープの再生などにより対応することとする。

## (3) 集計・分析

### ア 調査回答のデータ入力

調査票の回答（webによる回答含む）について、4(1)アに示した調査票の分類ごとに入力を作成しエクセルデータへの入力を行う。

各調査票の質問形式は概ね以下のとおりのもとする。

単一回答：15項目程度、複数回答：3項目程度、自由記述：2項目程度

イ 単純集計

項目ごとの単純集計を行う。

ウ 設問間クロス集計

委託者と協議し、質問項目の中で委託者が指定する項目について、クロス集計表（10パターン程度）を作成する。

(4) 報告書の作成

調査結果及び分析結果を記載した報告書を作成する。内容については、事前に委託者の了解を得ることとする。また合わせてA3両面の報告書概要版を作成する。

(5) 打合せ

5回（初回、納品含む）

5 成果物等

(1) 成果物等の種類及び納入期限

- ・報告書（A4判）2部
- ・その他委託者が必要と判断した関係資料 一式
- ・上記の電子データを格納した電子媒体 2部

(2) 納入場所

横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市都市整備局市街地整備推進課

6 委託者からの支給品

- (1) 調査対象者送付用リスト(印字帳票) 1部
- (2) 調査票対象者送付用の宛名ラベル 1セット（調査票等送付用）
- (3) 調査票データ

7 その他

- (1) 受託者は、業務の履行に当たり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項を遵守することとする。
- (2) 全体のスケジュールは、業務の開始に当たり委託者と確認を行うこととする。
- (3) 進捗状況を適宜報告し、委託者と十分協議しながら業務を進めることとする。
- (4) 受託者は、集計結果及び報告書の内容に誤りが生じないように、一連の作業において十分な確認を行うこととする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と協議して決定することとする。